

# 教職員向け生成 AI 活用ガイドライン

2026年3月5日  
三育学院大学

## 1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、教職員が本学の教育研究や業務で生成 AI を利活用する際の注意事項を定めたものです。生成 AI は、業務効率の向上・改善や新しいアイデアの創出に役立つ一方で、不適切な利用によって法令違反や権利侵害のリスクが生じる可能性があります。本ガイドラインの遵守を通じて、生成 AI の適切な利活用を促進し、教育・研究活動を支援することを目的とします。

## 2. 教職員の基本姿勢

- 主体性の保持：生成 AI は補助ツールであり、最終的な判断と責任は常に教職員自身が負う。
- 批判的思考：AI の回答には虚偽（ハルシネーション）やバイアスが含まれることを前提とし、必ず専門書や根拠（エビデンス）に基づき内容を確認（ファクトチェック）する。
- 教育的配慮：学生が生成 AI を適切に使いこなし、看護に必要な思考力を養えるよう指導的役割を担う。

## 3. 対象とする生成 AI

本ガイドラインが対象とする生成 AI には、ChatGPT（OpenAI）、Copilot（Microsoft）、Gemini（Google）など、主に文章を生成するものだけでなく、画像を生成する DALL-E（OpenAI）、Stable Diffusion（Stability AI）、Midjourney や、その他、動画や音楽などを生成するものを含みます。

## 4. ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、以下の状況に適用されます。

- 教職員が業務、教育、研究活動で生成 AI を利用する場合
- 学内の機器やネットワークを使用して生成 AI を利用する場合
- その他、本学の許可を得て生成 AI を利用する場合

生成 AI を利用する際は、利用条件や責任の所在を十分に理解し、適切に運用する必要があります。生成 AI を用いた結果の責任は、まず利用者本人に帰属しますが、その行為が大学の業務として行われる場合には、最終的に大学に帰属することを十分に認識してください。

## 5. 禁止される行為

以下の行為を禁止します。これらのルールは、法令や学内規程の遵守、および教育・研究活動の適切性を確保するために定められています。

### (1) 個人情報生成 AI に入力する行為

氏名、住所、連絡先、人物が特定される顔写真などの個人情報を生成 AI に入力することは禁止です。入力データが外部のサーバーに保存され、学習に利用される可能性があるため、個人情報保護法に違反するリスクがあります。

**(2) 他者が著作権を有するデータを無断で利用する行為**

他者が著作権を持つ文章や画像などのデータを無断でプロンプトに入力することは禁止です。特に、他者の著作物を基にした類似生成物を作成する目的の場合、著作権侵害となる可能性があります。

**(3) 商標権・意匠権を侵害する可能性がある行為**

登録商標や意匠を含むデータを無断で入力することやそれに基づく生成物を利用することは禁止です。利用を検討する場合は、事前に十分な調査を行い、権利侵害のリスクを回避してください。

**(4) 機密情報を生成 AI に入力する行為**

学内の機密情報や秘密保持契約等により外部から得た情報を生成 AI に入力することは禁止です。これらの情報が外部サーバーに保存されることで、意図せず情報が共有される可能性があります。

＜機密情報とは＞

大学が外部に公表していない情報のうち、情報が漏洩した場合に教職員又は学生の生命、財産、プライバシー等や大学の教育活動及び管理運営に重大な影響を及ぼすものを指します。

(具体例)

- 在学生、卒業生、教職員の個人情報（氏名、住所、成績、健康関連情報など）
- 非公表の入試問題および選考基準
- 内部でのみ共有される財務情報（予算計画、取引先との契約条件など）
- 学内のセキュリティ計画や体制図
- 未公開の研究データや特許申請前の研究成果 など

**(5) 虚偽または誤解を招く生成物の作成および使用**

生成 AI の出力には虚偽の情報や差別的な内容が含まれる場合があります。生成物を利用する際は、内容の正確性を確認し、不正確な情報の配布を避けてください。

議事録、ワーキング・委員会等の活動報告の作成の際に、中身を確認せずにそのまま配布する行為は避けてください。職務放棄に近いリスクを孕んでいます。

**(6) 学生の成績評価や重要な判断を生成 AI に依存する行為**

成績評価や教育活動における重要な意思決定は、教職員の専門的判断に基づいて行うべきです。生成 AI に依存した評価は行わないでください。

**6. 利活用に当たっての留意点**

利活用に当たっては、関連する法律・法令や本学の倫理規定・規則等に違反することがないかを確認しておくほか、次に挙げる各事項に十分注意してください。

**(1) 生成物の正確性の確認**

大規模言語モデル（LLM）の原理は、「ある単語の後に続く最もありそうな単語」を出力することです。もっともらしい文章を作成していくものです。生成された内容には虚偽が含まれている可能性があります。生成された情報の検証や確認作業を行うことで、誤った情報の拡散や偏った意見にならないようにしてください。生成 AI のこのような限界を知り、生成 AI の生成物の内容を鵜呑みにせず、必ず根拠や裏付けを自ら確認してください。

## (2) 機密情報や個人情報の保護

多くの生成 AI は入力されたデータを学習に利用するため、他人が生成 AI を利用した際にその学習された内容をもとにした回答が出力される可能性があります。このため、個人情報等の公にすべきでない情報を入力してはいけません。入力した情報を学習しない設定になっている生成 AI を利用する場合でも、禁止とします。

一部の生成 AI は、個人に関する虚偽の情報を生成する可能性があることが知られています。虚偽の個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護法（19 条、20 条）違反や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性がありますので、そのような行為は行わないでください。

機密情報を生成 AI に入力すると、生成 AI の処理内容や規約の内容によってはその機密情報が法律上保護されなくなったり特許出願ができなくなったりしてしまうリスクがあります。

## (3) 知的財産権（著作権、登録商標・意匠等）の保護

生成 AI からの生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。

そのため、次の留意事項を遵守してください。

- 特定の作者や作家の作品のみを学習させた特化型 AI は利用しない。
- プロンプトに既存著作物、作家名、作品の名称を入力しない。
- 特に生成物を「利用」（配信・公開等）する場合には、生成物が既存著作物に類似しないかの確認を行う。

画像生成 AI を利用して生成した画像や、文章生成 AI を利用して生成したキャッチコピーなどをロゴや広報などに使う行為は、他者が権利を持っている登録商標や意匠を侵害する可能性がありますので、生成物が既存著作物に類似しないかの確認に加えて、登録商標・意匠の調査を行うようにしてください。

## (4) 生成 AI のサービスポリシー上の制限の確認

生成 AI においては、法令上の制限以外にも、サービスポリシー上独自の制限を設けていることがあります。

士業（弁護士、税理士など）のみが可能な業務（実務）を生成 AI に行わせ、資格のある人が確認せずにそのサービスや業務を行うことは既存の法律等やサービスポリシーに違反する可能性があります。

## 7. その他

生成 AI に関してはまだまだ発展途上であり、今後も急速な技術的な進歩が予想されます。その進展により、本ガイドラインも改訂される可能性があります。最新のガイドラインを確認するよう留意してください。